

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	カナデビア株式会社			コード	7004		
提出日	2025/5/26		異動（予定）日	2025/6/24			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	庄司 哲也	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
2	坂田 信以	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
3	堀口 明子	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
4	宮崎 真紀	社外取締役	○													△	訂正・変更	有
5	安原 裕文	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
6	稻田 浩二	社外監査役	○													△	訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	庄司哲也氏が現在相談役を務め、2020年6月まで業務執行に携わっていたエヌ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間に取引関係があります。過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満であり、同社からの仕入れはありません。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた株式会社住化技術情報センターおよび一般社団法人日本化学工業協会と当社との間に取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同社連結営業収益の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。	通信事業者において代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、コボレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいたすとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じて監督機能強化の役割を果たしており、引き続きこれらの役割を期待するためです。
2	坂田信以氏が過去に業務執行に携わっていた住化技術株式会社と当社との間に、取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満であり、同社からの仕入れはありません。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた株式会社住化技術情報センターおよび一般社団法人日本化学工業協会と当社との間に取引関係はありません。	化学事業において安全性などに関する研究者、責任者として、技術戦略をサステナビリティの視点で評議する活動に携わり、また、情報会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。コボレート・ガバナンスの強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいたすています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じて監督機能強化の役割を果たしており、引き続きこれらの役割を期待するためです。
3	堀口明子氏が過去に業務執行に携わっていた沖電気工業株式会社と当社との間に、取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。また、同氏が現在または過去において業務執行に携わった株式会社沖ワーカムル、沖コンサルティングリューションズ株式会社および株式会社OKIプロサーブと当社との間に取引関係はありません。	情報通信機器メーカーにおいて、広報部長や企画部長を歴任し、執行役員を務めるとともに、特種会員の代表取締役を務めたほか、公益財団法人21世紀環境財団の理事を務めています。コボレート・ガバナンスの強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）・ダイバーシティ・イニシアチブ、人の資本政策を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいたすています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じて監督機能強化の役割を果たしており、引き続きこれらの役割を期待するためです。
4	宮崎真紀氏が現在代表弁護士を務める由本・太田・宮崎法律事務所と当社との間に取引関係はありません。また、同氏が過去に所属していたケリー・ドライ・アンド・ウォレン法律事務所と当社との間に、当社米国子会社を通じて取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は100万円未満であります。	当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等ではなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
5		長年にわたり法律事務所の代表弁護士を務め、国際的な企業法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、コボレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいたすています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じて監督機能強化の役割を果たしており、引き続きこれらの役割を期待するためです。
6	稻田浩二氏が現在顧問を務め、2024年6月まで業務執行に携わっていた関電力株式会社と当社との間に、取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.2%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。	当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等ではなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

## 4. 補足説明

（ご参考）当社の社外役員の独立性判断基準

当社は社外役員が以下の事項に該当しない場合、独立性を有するとして判断しています。

1. 当社の主要な株主（直近事業年度末において当社の議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者

2. 当社の主要な取引先または過去3事業年度における当社の議決権の10%以上を有する者

※主な取引先または過去3事業年度における当社の年間平均取引額が、当社の平均連結売上高の2%以上の場合はいい。

3. 当社の主要な取引先とする者または過去3年間にその業務執行者であった者

※主な取引先とは、過去3事業年度における当社の年間平均取引額が、その年の平均連結売上高の2%以上の場合はいい。

4. 当社から取引費を支払う者で他の財産を保持する者、法律・会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント

（当該者は、過去3事業年度における当社の年間平均取引額が100万円以上の場合をいい。）

5. 当社から多額の寄付金を受けている団体の業務を執行する者

※多額とは、過去3事業年度平均年間取引額1,000万円以上の場合をいい。

※多額とは、過去3事業年度平均年間取引額1,000万円以上の場合をいい。

6. 以下に該当する者（重要な使用者を除く）

（1）上記1～5に該当する者（重要な使用者を除く）

（2）過去3年間ににおいて、当社グループの取締役、執行役員または重要な使用人であった者

※1 独立役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社又はその子会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の親会社の監査役候補者

f. 上場会社を重要な取引先又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（i.g. ひいのいすれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 会社役員の相続者たる関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の各項目に「現在」または「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※3 本人が各項目に「現在」または「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任の理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。